

2016（平成28）年度

事業計画



社会福祉法人中野区社会福祉協議会

# 2016（平成28）年度 事業体系（事業一覧）

## 社会福祉事業

### 1 法人運営事業

- (1) 法人運営
  - ◇理事会・評議員会・監事
  - ◇社協会員
  - ◇人事・研修
  - ◇危機管理（大規模災害時の対応）
  - ◇苦情対応（苦情解決委員会）
  - ◇管理・運営（情報セキュリティ、一般管理、経理事務等）
- (2) 企画・広報等
  - ◇いきいきプラン（第3次中野区民地域福祉計画）の推進・評価
  - ◇地域福祉推進フォーラム
  - ◇広報（「ハピネスなかの」の発行、ホームページの管理等）
  - ◇顕彰
- (3) 関係団体との連絡調整 ——◇連絡調整  
(民生児童委員協議会、区内社会福祉法人との連携、介護サービス事業所連絡会)
- (4) 財務
  - ◇自主財源の確保（寄付金、資産運用等）
  - ◇基金・積立金（福祉基金、ボランティア基金、退職金積立金）

### 2 地域福祉事業

- (1) 福祉何でも相談 ——◇総合相談（個別支援、関係機関との連絡調整、社会資源の開発）
- (2) 地域の居場所づくり事業
  - ◇まちなかサロン事業の機能充実
  - ◇居場所づくり連携・調整
  - ◇新規サロンの創出・開発
- (3) 高齢者困りごと支援事業
  - ◇高齢者困りごと相談 ——
    - ◇相談・コーディネート
    - ◇サポーター養成
- (4) ほほえみサービス事業
  - ◇コーディネート
  - ◇会員管理、運営委員会
  - ◇改正介護保険への試行
- (5) 犯罪被害者等緊急生活サポート事業
  - ◇犯罪被害者等緊急生活サポート事業 ——◇犯罪被害者等緊急生活サポート事業

3 ボランティア活動推進事業

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの運営

- ◇ボランティア相談
- ◇情報提供・発信
- ◇普及・啓発
- ◇団体活動支援・ネットワークづくり
- ◇地域活動担い手養成講座

(2) 避難者の寄り添い支援事業（避難者の孤立化防止事業）

◇避難者の寄り添い支援事業

- ◇サロン運営・支援
- ◇情報提供
- ◇個別訪問等

(3) 災害支援

◇災害支援

◇災害支援

4 生活困窮者自立支援事業

◇学習支援

◇小学生高学年学習支援（しいの木塾）

5 助成事業

◇助成事業

- ◇地域福祉活動助成
- ◇福祉施設地域活動助成
- ◇在宅福祉活動助成
- ◇障害者団体助成・区民活動団体助成
- ◇ボランティア・NPO団体立ち上げ助成

6 生活福祉資金貸付事業

◇生活福祉資金貸付事業

- ◇貸付相談
- ◇償還事務
- ◇貸付後アフターフォロー

7 受験生チャレンジ支援貸付事務受託事業

◇受験生チャレンジ支援貸付事務

8 福祉サービス利用援助事業

(1) 福祉サービス利用援助事業

- ◇地域福祉権利擁護事業
- ◇緊急日常金銭管理・書類預かりサービス
- ◇苦情解決

(2) あんしんサポート事業

◇あんしんサポート事業

9 成年後見支援事業

成年後見支援事業 — ◇成年後見支援事業— ◇成年後見支援事業

10 法人後見・法人後見監督事業

法人後見・法人後見監督事業 — ◇法人後見・法人後見監督事業  
◇成年後見人等報酬・申立費用助成

11 歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動 — ◇歳末たすけあい運動— ◇歳末たすけあい運動

12 応急援護資金貸付事業

応急援護資金貸付事業—◇応急援護資金貸付事業— ◇応急援護資金貸付事業

13 ファミリー・サポート事業

ファミリー・サポート事業運営受託

└◇ファミリー・サポート事業の運営 — ◇相談・コーディネート  
◇会員講習等  
◇会員管理

**公益事業**

1 要介護認定調査事業

認定調査指定事務受託業事業

└◇認定調査事務受託調査事業 — ◇認定調査事務受託事業

2 社会福社会館管理運営

社会福社会館の指定管理

└◇社会福社会館の指定管理 — ◇社会福社会館維持管理  
◇会議室貸出  
◇防火管理等

# 2016（平成28）年度：重点的な取り組み

## 1. 2015（平成27）年度活動評価

2015（平成27）年度は、「社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくり」を目標とした第3次中野区民地域福祉活動計画（以下「いきいきプラン」）の2年目として、「福祉何でも相談」、「あんしんサポート事業」等の新たな取り組みをスタートさせた。また、生活困窮者自立支援制度の施行、社会福祉法人改革等の新たな社会福祉の動向に対応して、学習支援「しいの木塾」の受託と区内社会福祉法人との情報交換会の実施等、中野区の地域福祉の推進状況に合わせ事業を進めてきた。介護保険の改正についても、ほほえみサービス等の仕組みを活用して寄与できることはないのか現在中野区と協議中である。

新たに地域福祉コーディネーターを配置して行っている「福祉何でも相談」では、「中高年の引きこもり」や「ゴミ屋敷」、「高齢者の住まいの問題」等の相談が多く持ち込まれている。それらの支援のためには、継続的な支援とともに住民や関係機関との連携による見守り、新たな場づくり等の社会資源の開発が必要である。第2回なかの地域福祉推進フォーラムでは、「中高年の引きこもり」と「障害者理解」についてとりあげ、多くの区民や関係者が興味・関心を示したことから、当事者に寄り添った区民の主体的な活動をどう展開していくのか、そのコーディネート的重要性も確認できた。

2016（平成28）年度は、介護保険制度の経過措置の動きや社会福祉法人の改革等も含め、前年度同様に社会福祉の動向は大きく変化する。住民の主体的な活動を推進しつつ、地域における支えあいの資源を安定的に輩出し、地域福祉を豊かにする実践活動につなげる本会の役割がますます期待されている。これらの課題認識を持って、いきいきプランの取り組みをさらに充実・発展させながら、下記取り組みを重点的に進めたい。

## 2. 2016（平成28）年度重点的な取り組み

### （1）制度のはざまにある福祉的課題に対応するための取り組み

福祉何でも相談、ほほえみサービス、権利擁護事業、生活福祉資金等の事業の実施をとおして、制度のはざまにある課題が顕在化している状況がみえる。いずれも速やかな制度的対応が困難なケースが多い。現在は職員が継続的な支援を行っているが、地域住民をはじめ、区内社会福祉法人等の関係機関や行政と連携し、解決にあたりとともに、関係機関とともに新たな社会資源の開発と具体的な支援策を講じられるよう取り組みを行う。

### （2）介護保険改正の動きと地域福祉活動人材の発掘・育成

介護保険の改正については、住民主体の助け合い活動やボランティア活動の取り組みが制度運営の中で重要な位置づけになってくる。介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への参入については、ほほえみサービス事業の仕組みの中で寄与できるように区と協議を進める。また、介護人材に限らず、地域活動を担う人材の発掘及び、活動の実践力を涵養するために、社協内のこれまでの各研修講座を統合、再編し、区内社会福祉法人や関係機関との連携により、興味がわき、参加しやすい内容に見直し、新たな研修講座を実施する。

### （3）組織内の人材養成・研修体制の充実

本会職員が地域福祉課題の多様化、潜在化、複合化に対応し、住民の要望や関係機関との円滑な連携を進められるように、現在の研修要綱、研修体系を見直すとともに、OJT、スーパービジョンの機会を設け、職員のスキルの習得や資質の向上に努め、人材養成・研修体制の充実を図る。あわせて職員が多様で複雑な相談に対応し、ストレスを抱えることも多いため、外部機関を活用して職員のストレスチェック、カウンセリングの強化などを行い、職場内の環境整備に努める。

#### **(4) 事務の効率化、事業の見直しを前提とした福祉基金等の計画的な運用**

本会の人件費は、大半が補助金・委託金から成り立っている。自主財源の内訳は、寄付金、会費等がほとんどであり、残念ながら安定的・継続的な財源とは言い難い。また、平成27年度から開始した福祉何でも相談は、独自財源で人的な体制を維持しており、今後不自主財源の減少傾向に照らすと、今後必要な活動のためには、約3億円超の積立額となっている福祉基金、ボランティア基金の一部を取り崩し、事業継続を図ることが必要である。今後の基金の取り崩しについては、取崩額や対象とする地域福祉活動について、理事会等で協議し、計画的、効果的な活用を図る。

### **3. 2016（平成28）年度主な事業**

#### **(1) 多様な区民同士の交流の場の拡大（いきいきプラン重点目標①）**

##### **①多様な交流の場の拡大**

「中高年の引きこもり」や障害を持つ方々、就労困難者など、地域に暮らしていくうえで課題を抱えがちな方々にとっては、本人が困ったときに気軽に相談や交流ができる場が必要である。当事者家族も含めて参加しやすい「まちなかサロン」や居場所を地域の方々や区内社会福祉法人をはじめとする関係機関の協力を得て増やすなど、区民が主体的に進める地域の居場所づくりへの支援を行う。

##### **②「地域の居場所情報一覧」の活用と各地区の居場所のネットワークづくり**

前年度作成した居場所情報一覧の活用を関係機関・者と協力して進めるとともに、新たな居場所情報を掲載するなど、情報更新を行い、必要な方に情報が行き届くようにする。また、各区民活動センターあるいはすこやか福祉センター圏域において、居場所に取り組む区民・関係機関とのネットワークを深め、サロンの運営上の課題の共有や解決に向けて連携して取り組む。

#### **(2) 地域活動の担い手の確保（いきいきプラン重点目標②）**

##### **①地域活動担い手養成講座の開催**

民生委員のなり手、ボランティアグループ、町会・自治会など、地域活動の担い手を増やしていくことは緊急的な課題である。これまでのアクティブシニアのみならず幅広い年齢層を対象として、新たな人材の発掘、養成を行うために、これまでの社協の各種講座を見直し、効果を生むよう集約、再編成し、年間を通しての新たな講座として実施する。講座終了後には参加者が新たな地域活動に取り組んでもらえるようにする。

##### **②介護人材の確保のための取り組み**

区内社会福祉法人や介護事業者と連携し、「中野区福祉のしごと・相談面接会」を開催し、介護人材の確保とともに、福祉の仕事に対する区民への理解と興味・関心を広げる。

### **(3) 困ったときに助けあえる地域を創る（いきいきプラン重点目標③）**

#### **①高齢者困りごと支援事業の周知及び地域の社会資源との連携強化**

高齢者困りごと支援事業は、利用件数は伸び悩んでおり、まだまだ地域への周知度が低い。町会・自治会をはじめとして関係者への浸透を強化するとともに、より区民が利用できるように、活動内容や対象者の拡大も検討する。

#### **②ほほえみサービスの仕組みを活用した改正介護保険への参入の検討**

現在中野区とほほえみサービスの仕組みを通して、介護予防・生活支援サービス事業者としての参入について協議を進めている。2017（平成29）年度の実施に向けて中野区が進める試行・検証への協力を行う。

#### **③第3回なかの地域福祉推進フォーラムの開催**

いきいきプランの重点目標②「地域活動の担い手」をテーマとして開催し、地域活動の活性化と新たな担い手が地域活動につながるための工夫や実践を共有する機会とする。企画についてはいきいきプラン推進委員会委員及び区民スタッフで運営し、多くの関係者、関係機関に呼びかけて開催する。

### **(4) 解決しにくい課題にみんなで取り組む（いきいきプラン重点目標④）**

#### **①あんしんサポート事業の内容の充実**

新規事業であるあんしんサポート事業は、残念ながら契約件数は3件にとどまっている。相談件数はあるが、家族・親族関係に課題がある人が多く、死後の手続き支援を希望しても契約に至らない場合が多くなっている。入院保証や賃貸アパートの緊急連絡先の設定ができる等、個別具体的な相談者のニーズに柔軟に応じられるサービスメニューを検討し、契約件数の拡大を図る。

#### **②就労につながりにくい生活困窮者への対応**

生活福祉資金借受人へのアンケート調査を実施した結果、償還困難な方の多くは、非正規雇用や未就労者が多く、また、障害や対人関係が苦手であるなど、継続的な支援が必要であることが分かった。生活困窮者自立支援相談機関である「くらしサポート」と定期的に情報交換の場を設け、関係機関との連携により、本人の課題に寄り添った支援を行う。

#### **③福祉何でも相談の実施と関係機関との協働による社会資源の創出**

6月に開設した福祉何でも相談窓口を持ち込まれた相談件数は現在42件(3月15日現在)で、電話だけで解決する事柄や長期にわたって支援を行うケース等様々であるが、中高年の引きこもりや、ゴミ屋敷・高齢者の住まいの問題など、すぐには解決できない相談や、現在の制度では対応できない課題が多い。関係機関・住民とともに考え、場合によっては新たな社会資源の開発に取り組んでいく。

### **(5) 組織基盤の整備・強化**

社協会員の増強については、特に普通会员の減少が顕著であり、新たな開拓が必要である。そのために、事務局において会員増強に重点的に取り組むとともに、民生児童委員との連携し、社協活

動への一層の周知・理解を広げ、普通会员の増強に努める。今後は、会員増強策について、理事会においても協議を進め、区民、関係者への本会の取り組みについてのより一層の周知と会費の必要性も含めてPRを行う。

また、平成27年度から始めた企業訪問については継続し、会員としての協力だけではなく、地域貢献活動の相談窓口として継続的な関係の構築に力を入れたい。

ボランティア基金、福祉基金については、有効な資金運用方法や自主財源確保の方策を立て、造成を図るとともに、取り崩し基準と、計画的な基金の活用についても基準の見直しを行う。



# 事業別計画

## 1. 社会福祉事業

### (1) 法人運営事業

#### ①法人運営

##### ア. 理事会・評議員会（理事 15 名、評議員 40 名）

本会の意思決定、議決機関としての役割のほかに、経営改善や自主財源の確保、「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の進捗状況の管理などを通じ、地域福祉活動推進への意見集約を行います。

##### イ. 社協会員

区民に向けて社協事業の理解を助け、社協会員になることが、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりの推進につながることを伝えていきます。会員増強月間(年2回)を設け、民生児童委員、役職員と協力して会員増強活動にも取り組みます。地域貢献に積極的に取り組む企業等訪問し、さらなる団体会員、特別会員の増強にも努め、地域福祉の賛同者を広げていきます。

<参考：会員数の推移>

年 度	2014	2015（見込み）	2016（計画）
普通会員 （個人、商店、グループ）	3,097人	2,962人	3,000人
団体会員 （町会、社会福祉法人、老人クラブ等）	215団体	219団体	220団体
特別会員 （個人、企業等）	116人・団体	117人・団体	120人・団体

##### ウ. 人事・研修、資格取得の奨励

地域の課題に対応すべく、専門業務に関する資質向上を図ります。特に、複雑な課題を抱える対象者を様々な関係機関と連携して解決へみちびく仕組みをつくるため、定期的に総合相談担当者会（月1回開催）や事例検討会を行い、職員全体で共有し、社会資源の開発も含めた地域支援のあり方を学んでいきます。また、事務事業改善を含む人事考課制度のあり方を再検討し、職員の育成と能力の向上に努めます。

##### エ. 危機管理（大規模災害時の対応）

大規模災害時における事業継続計画に基づき、中野区社会福祉会館の指定管理者として必要な調整を行います。また、中野区との災害支援協定に基づく災害時のボランティア活動について、実際の行動につなげていくために、区及び関係機関との協議を進めます。

##### オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

## ②企画・広報等

### ア. 「いきいきプラン～3次中野区民地域福祉活動計画～」の推進

「いきいきプラン推進委員会」を中心に、重点目標ごとに達成目標を定め、実施計画の3年目の取り組みを区民とともに進めていきます。また、「なかの地域福祉推進フォーラム」を開催し、今年度はいきいきプランの重点目標の一つである「幅広い層が担い手になる」をテーマとして、その課題と解決への取り組みを区民に発信していきます。

#### イ. 広報

昨年度、ホームページのリニューアルを行い、見やすさと情報の取りやすさを目的に一新しました。まちなかサロンのページも作り、最新情報を区民の皆さんに届けられるよう発信していきます。Facebookについても、幅広い層に見てもらえるための工夫や内容の充実を図ります。また広報紙「ハピネスなかの」については、年2回（6月と12月）発行し、発行規模は引き続き区内全戸配布を実施します。

#### ウ. 顕彰

地域福祉に携わる区民、社会福祉従事者を対象とした方への顕彰を行い、長年の地道な活動と功績をたたえ、今後の活動の活性化と顕彰式を通じて地域の活動を区民に発信していきます。

## ③関係機関との連絡調整

### ア. 民生児童委員協議会との連携

地域福祉の推進のパートナーである民生児童委員と協力連携し、課題を抱える区民の支援を行います。民生児童委員が抱える課題に寄り添い、福祉何でも相談担当による訪問支援、地域担当や社協の既存のサービスでの柔軟な対応、社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、引き続き民生児童委員協議会で社協事業の周知を行い、支援が必要な区民を社協の相談につなげていただき、課題解決を図るとともに地域福祉の推進を行っていきます。

#### イ. 区内社会福祉法人との連携

年2回懇談会を開催し、区内社会福祉法人が共通して取り組める事業の実施に向けて意見交換を進め、具体的に地域貢献等の取り組みを始めます。下半期には、福祉のしごと相談面接会を合同で実施し、中野区内の福祉人材の確保等で連携を深め、地域の課題に対応していくための人材育成や協力を行っていきます。

#### ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営の支援を行います。事業所連絡会を通じて、中野の地域課題や福祉の動向を情報発信し、事業所同士の協力連携を進めていきます。

## ④会計・財務

### ア. 自主財源の確保

資産管理運用要綱に従い、福祉基金、ボランティア基金の安全かつ効果的な運用を図ります。地域の課題に取り組むための体制づくりに活用していくために、地域福祉の推進への協力を企業等へ働きかけ、自主財源の確保に努めます。

## ⑤管理・運営

個人情報の取扱いについて適正な管理に努め、情報漏えい、紛失、不正アクセス等の事故が発

生しないように情報セキュリティの強化を行い、職員への研修を定期的に行います。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称:「番号法」)の導入に伴い、マイナンバーの取り扱いに関して適正な管理を行います。また、固定資産、備品の適正な管理と有効活用を図り、経費の削減に努めます。

## (2) 地域福祉事業

### ①福祉何でも相談の充実

相談員2名(1名専任)を配置し、福祉に関することで困っている区民や民生児童委員をはじめとする福祉関係者からの相談を受けて、訪問・面談などにより福祉サービスにつなげるとともに、本人に寄り添いながら、課題解決に取り組みます。

相談からみえてきた中高年のひきこもりやひとり暮らし高齢男性の課題など、既存の制度では対象にならない、なりにくい制度の狭間にある課題について、区民とともに考える場を作り、課題解決をめざして取り組みます。また、すこやか福祉センター圏域ごとの地域課題の共有やアウトリーチを戦略的に行い、居場所づくりや社会資源の創設や開拓に取り組みます。

<参考> 新規相談件数

(件) ※3月見込み

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	2	6	8	3	4	5	3	6	4	6	3	51

<参考> 相談件数

(件) ※3月見込み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	0	7	26	24	14	27	24	20	14	34	53	40	283
来所	1	3	9	7	3	3	8	4	10	3	8	5	64
訪問	0	1	6	5	6	6	3	3	5	1	15	10	61
	1	11	41	36	23	36	35	27	29	38	76	55	408

<参考> 新規相談内容

(件) 複数回答有

内容	計
①病気や健康面に関すること	9
②ゴミ屋敷など住まいに関すること	17
③生活費に関すること	16
④ご近所関係に関すること	1
⑤仕事探しや就職に関すること	4
⑥子育てに関すること	1
⑦DV・虐待に関すること	0
⑧障害のこと	2

⑨家計管理のこと	4
⑩家賃やローンの支払いのこと	5
⑪引きこもり、不登校に関すること	8
⑫介護に関すること	3
⑬老後に関すること	1
⑭窮迫状態に関すること	1
⑮不安なこと	2
⑯町会自治会に関すること	1

## ②高齢者困りごと支援事業（中野区補助事業）

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により解決し、安心した生活を送れるように支援するとともに、支えあい、助けあいの地域づくりを促進します。高齢者の気軽な相談の窓口として、福祉何でも相談をはじめ他事業との連携を図り相談体制を強化します。

- ◇ 必要な区民にこの事業の情報が届くよう、関係機関を通じて事業PRを行うとともに、います。又、新たなPR先を開拓します。
- ◇ 様々な困りごとの依頼に応えられるように、サポーターの登録を増やします。サポーターとして、大学生や社会人等、若年層への働きかけを強化して募集します。
- ◇ 気軽にサポーター登録ができるよう、集合型の登録から随時窓口登録できるよう変更して登録100人をめざします。
- ◇ 複雑かつ多くの課題を抱える高齢者については、訪問による相談を行い本人に寄り添いながら、困りごと解決に向けて必要なサービス等につなげるよう、柔軟に取り組みます。

<参考>高齢者困りごと支援事業実績推移

年 度	2012	2013	2014	2015 (見込み)	2016 (計画)
相談・問合せ数(件)	624	694	642	770	800
活動数(件)	158	160	178	200	250
サポーター登録数(人)	56	65	75	86	100
訪問数(件)	10	39	26	18	30

## ③地域の居場所づくり

まちなかサロンは、気軽集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支え合う関係づくりの場として、コミュニティの機能の一翼を担っています。現在区内34カ所に広がっています。

まちなかサロンの認知度が高まり、区民に確実に認知してきて、地域活動団体や、福祉団体など多様な団体がサロン活動を実施しています。前年度は、各地域担当が、地域の居場所を14地域191箇所収集し、「地域の居場所情報一覧」としてまとめました。この情報をもとに、地域で居場所づくりの活動を行っている団体同士のネットワークをつくる動きも出てきており、地域の居場所づくりは活性化しています。

今後は、子どもの貧困を解決するための学習支援や食事のサロンのニーズと区民の関心が高まっていますが、対応できる居場所、情報が充分ではない等、居場所づくりの課題に対して下記の取り組みを進めます。

- ◇ 「地域の居場所情報一覧」の活用とともに情報の更新と各地区の居場所のネットワークづくりを進めます。

- ◇ 社会福祉法人やボランティアグループ等と協働し、学習支援や食を通じた子どもの貧困問題への取り組みを実施します。
- ◇ 学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等の情報交換ができるネットワークづくりを行います。

#### ④ほほえみサービス事業

2013（平成25）年度より、同居家族のいる利用会員への介護負担を軽減するための家事・介護のお手伝いなど、協力会員の理解を得ながらサービスの拡充に取り組んだ結果、利用会員登録者数、活動件数・時間共に増加傾向にあります。

改正介護保険制度の動きや中野区が進める地域包括ケアシステムの推進に伴い、今後ほほえみサービス事業への期待が高まることが予測され、増大する家事や介護の要望に応じていくためにも、担い手の確保とスキルの向上を目的とした研修の充実を図ります。サービス内容についても、可能な限り利用者の身体機能や生活能力を維持、向上ができ、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、会員及び区民の意見を反映させながら見直しを行います。

また、介護保険をはじめ公的サービスでは対応できない援助を必要とする区民や、高齢者世帯や単身世帯、子育て世帯の産前産後の援助や子どもの預かり、障害者世帯の支援、余暇・生きがい活動、老後に向けての不安など、多様化、複雑化するニーズに、「地域の支えあい」の理念を活かし、柔軟的な対応をこころがけます。

##### <主な取り組み>

- ◇ 定期訪問や電話による訪問を実施し、増加する利用会員のニーズを的確に把握し、きめ細かい対応を行います。
- ◇ 同居家族（健康な介護者含む）のいる利用者への柔軟なサービス提供を行い、家族の介護負担軽減、日中独居高齢者の見守りや地域交流、高齢者虐待の予防につなげます。
- ◇ 介護保険では対象とならない要介護者の通院付き添いや入退院時のお手伝い、産前産後の家庭への援助、障害者への援助等にも活動できる協力会員を増やし、多様なニーズに対応するため協力会員研修を充実します。
- ◇ 協力会員のスキルアップをめざした研修会を年10回実施し、多様な担い手の確保と養成を目指します。また、協力会員の意見交換会を実施し、地域の福祉課題を発信し会員同士共有できる場を設けます。
- ◇ あんしんサポート事業と連動し、高齢になって頼れる親族がない場合でも、安心して地域で暮らしていけるよう、日常的な生活支援に対応し、家事・介護のサービスを柔軟に対応します。

〈参考〉

年 度	2010	2011	2012	2013	2014	2015 (見込み)	2016 (計画)
協力会員 (人)	310	306	306	317	323	280	320
利用会員 (世帯)	578	561	552	612	612	605	620
賛助会員 (口数)	278	226	203	177	172	162	170
提供時間 (時間)	18,809	18,211	18,211	20,961	21,612	21,200	21,500
件 数 (件)	11,507	11,185	11,185	12,863	13,307	13,100	13,500

### ⑤犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業（中野区受託事業）

犯罪等により被害をこうむった方や家族又は遺族を対象に、家事や育児等の負担を軽減するための犯罪被害者等緊急生活サポート事業を区からの要請に基づき実施します。相談があった際は、いつでも確実に対応することができるよう緊急生活支援協力員の研修を実施します。

## （３）ボランティア活動推進事業

### ①ボランティアセンターの運営

個人や福祉施設、ボランティアグループの身近な地域活動から、NPO や商店街・企業の社会貢献活動まで、さまざまな形で広がる活動の支援と、住民一人ひとりのニーズにあったきめ細やかなボランティア相談に対応し、地域のボランティア活動の推進を行います。

登録ボランティアは、現在約460人ですが、中には未就労者で就労意欲の喚起のため、ボランティア活動を社会参加の機会として活用する人も増えており、より丁寧なコーディネートが求められています。

また、長年活動しているボランティアグループが、高齢化等による担い手の不足から活動継続を危ぶむ声や悩みを訴える相談も増えており、担い手として多様な人材の発掘と養成、新たな活動の開拓や多様な分野とのネットワークの構築など、ボランティア活動の活性化がますます求められています。

#### ア．ボランティア相談

近年の傾向として、精神的な疾患等のある人からの個別の話し相手のニーズに、登録ボランティアで対応できる人の不足があげられます。そのため、登録ボランティアを対象に、ニーズに寄り添った取り組みを行うなど、地域の課題に対応した取り組みを行います。

＜主な取り組み＞

#### ◇登録ボランティアのおしゃべりサロンの実施

精神的な疾患等のある女性からの話し相手がニーズとして増えていること、また活動につながりにくい登録ボランティアの活動の機会や交流の場、ニードとボランティアのマッチングの機会として、おしゃべりサロン（女子会）をボランティア相談員とともに実施します。

## イ. 情報の提供・発信

情報紙のイベントの参加募集の掲載に比べて、ボランティア募集の掲載をしても区民からの問い合わせが少ないのが現状です。

区民に向けて、興味・関心のある地域情報を含めたボランティア情報を適宜提供することにより、ボランティア活動・地域活動への理解、参加を促進します。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティア情報紙「そよかぜ」を毎月1回、6,000部発行し、ボランティア募集情報の掲載方法の工夫、設置先の開拓により、ボランティア活動のきっかけづくりを促進します。
- ◇ 「なかの本（なかのボランティア・NPO情報ブック）「区内でボランティア活動ができる施設一覧」の情報を更新し、ホームページにも公開するなど、区民がボランティア活動に参加するきっかけづくりの情報提供を引き続き実施します。
- ◇ ホームページ、フェイスブックも活用した多様な情報提供ツールを活用し、区民にボランティア・地域活動に参加するきっかけづくりを発信します。

## ウ. 災害ボランティア支援

大規模災害時の災害ボランティアセンターの体制整備を、区と締結した「大規模災害時の相互支援協定」にもとづき、災害時「中野区災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」を活用した立ち上げ訓練を行います。

<主な取り組み>

- ◇ 区内の防災関連団体や近隣地区のボランティアセンターや東京災害ボランティアネットワークなどのネットワークづくりをすすめます。
- ◇ 東松島市社協と災害支援相互協定を締結します。また、区民への災害支援・防災意識への啓蒙啓発活動を災害・防災のイベントへの参加を通してすすめます。
- ◇ 災害時に災害ボランティアセンターの運営に協力できる人材の養成をするために、災害ボランティアセンター運営ボランティア養成講座を引き続き行います。

## エ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内で活動する各分野のボランティア・NPO団体及び様々な分野で活動する団体間の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共通認識、相互理解、学習の場を展開することにより共催事業や協働のきっかけづくりを行います。また、障害者団体の会員の減少や自主財源確保の場の減少について、自主生産販売会等の支援を行います。

<主な取り組み>

- ◇ 障害者団体の活動活性化のための自主財源の確保と団体同士の交流の場として、自主生産品販売会を実施します。
- ◇ NPO団体と地域福祉課題についての協議を進め、テーマ型まちなかサロンの立ち上げなど、協働で先駆的な事業に取り組みます。
- ◇ ボランティアを受け入れている区内の福祉施設の情報を把握し、施設のボランティア受け入れ担当者の情報交換会を実施し、区民が施設ボランティアに参加するきっかけづくりを支援します。

#### オ. 地域活動担い手養成講座の開催

幅広い年齢層を対象として、新たな人材の発掘、養成を行うために、これまで各部署で取り組んでいた社協内の講座を見直し、効果を生むよう集約、再編成し、年間を通しての新たな講座として実施します。講座は、地域活動団体や福祉の関係機関と協力し活動体験を増やし、講座終了後には参加者が既存のグループや活動団体に参加することや、新たな地域活動に取り組めるよう支援します。

#### ②避難者の寄り添い支援事業（東京都補助事業）

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。平成29年3月の住宅供与期間の終了に伴い、居住先の検討や転居等の個別の相談も増えてきていることから、一人ひとりの生活ニーズにきめ細かに対応する個別訪問を継続して実施します。

広報紙を作成し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力関係者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野での暮らしが安心してできるように支援します。

#### （４）生活困窮者自立支援事業（小学校高学年学習支援事業「しいの木塾」）

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業（事業名「しいの木塾」：中野区受託事業）の会場を4か所から5か所に増やして実施します。法の主旨に基づき、対象者が学習の仕方身につけ、学習習慣を定着させることを目指すと同時に、支援を通じて、地域課題解決のための地域づくりや地域ネットワークの構築・強化をすることを目的に行います。

【対象者】生活保護受給世帯または就学援助認定世帯の小学校6年生 110名

【実施場所】区内福祉施設、大学等5か所

#### （５）助成事業（歳末たすけあい運動募金助成事業）

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。「いきいきプラン～第3次地域福祉活動計画～」にもある地域の福祉課題解決に資するように、各事業の助成基準を毎年見直します。

##### ①地域福祉活動助成

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。助成基準を検討し、地域課題に取り組む町会・自治会の活動を支援する仕組みに変えていくため、町会・自治会の活性化につながる助成金の活用について検討していきます。

##### ②福祉施設地域活動助成

社会福祉法の一部改正による社会福祉法人改革に合わせ、地域の課題に取り組む福祉施設への特別加算を助成金に設けます。引き続き区民を対象とした地域福祉活動への助成も実施し、福祉施設が取り組む地域活動への支援を行ないます。

##### ③在宅福祉活動助成

在宅福祉活動を行うボランティア・NPO団体に活動経費の一部を助成し、地域の福祉活動を支援します。子どもの貧困問題に対する取り組みをする団体への助成も新たに行います。

##### ④障害者団体助成



障害者団体が行う自主活動を活性化させることにより、障害者の理解促進のための活動の経費の一部を助成します。

#### ⑤区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会等の活動経費の一部を助成します。

#### ⑥ボランティア・NPO立ち上げ助成

高齢者、障害者、児童など区民が安心して地域で暮らせるまちづくりを行うボランティア・NPO団体の立ち上げを支援するため、立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金のPRを強化します。

#### ⑦中野区民ふれあい運動会助成

毎年5月に開催される障害のある人ない人がともに楽しむ運動会への助成を行います。

### (6) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

#### ①貸付相談

東京都社会福祉協議会からの受託事業として、低所得の世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の自立を図ることを目的に、民生児童委員協議会と協働して、低利で資金貸付を行います。貸付終了後、償還が始まる段階になっても収入が安定していない借受人が多いことが、昨年度実施したアンケート調査でも課題として挙がっているため、就労や負債なども含めた今後の見通しを借受人と立てられるよう貸付時の相談支援を強化し、様々な関係機関との連携や情報提供を積極的に行います。

2015（平成27）年度から開始した生活困窮者自立支援事業の相談窓口である「中野くらしサポート」とは、月1回定期的に情報交換を行いながら、綿密な連携をはかり対象者の支援を連携して行います。

#### ②償還相談（アフターフォロー事業）

貸付終了後、償還が始まる前から借受人への定期的な生活状況、経済状況の把握を電話、面接で行い、滞納にならないよう積極的にアプローチを行い、継続的な償還ができるよう働きかけます。さらに、昨年度実施したアンケート調査からも借受人が就労につながっていない又は非正規雇用に戻っている等、就職につまずいていることが分かってきたので、今年度は新規で悩みを共有できる交流の場や就労へ向かうための個別的な相談を実施します。

さらに、民生児童委員協議会と連携して、貸付後の世帯の状況把握に努め、情報の共有を行いながら、地域での支援を進めます。

### (7) 受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

2015（平成27）年度に中野区より受験生チャレンジ支援貸付事業を受託し、低所得者層の世帯へ、塾の費用や高校や大学の受験料の貸付を実施しています。2015（平成27）年度は貸付実績は182件（2月現在）となっており、2014（平成26）年度実績である130件よりも増えています。引き続き利用対象である区民へ周知を行うと共に、生活福祉資金の教育支援資金との連携も含めた、相談支援の強化を行います。

## (8) 福祉サービス利用援助事業<アシストなかの(権利擁護事業)>

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活が送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

### ①地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

#### ア. 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、書類預かりを行います。

<参考>地域福祉権利擁護事業契約者数推移(障害別)

年度	認知症 高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
2014	71	4	7	2	84
2015(見込み)	86	4	9	2	101
2016(計画)	100	6	12	2	120

#### イ. 緊急日常金銭管理・書類預かりサービス

行政が介入する緊急対応が必要な区民について、成年後見人が受任するまでの間、一時的に日常金銭管理、書類預かりサービスを行います。

#### ウ. 苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

### ②あんしんサポート事業(中野区補助事業)

身寄りのない1人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後の事務手続きまで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。また、賃貸アパート入居時の緊急連絡先や入院時に必要な保証人に準じたサービスを新たに開始します。

#### <サービス内容>

- ・基本サービス…見守り定期訪問(3か月に1回)、あんしん電話(月に2回)、福祉サービス利用援助(書類の整理、日常生活の手続き支援等)
- ・オプションサービス…日常的な金銭管理サービス、書類預かりサービス、生活支援サービス(ほほえみサービスと協働)、入退院時サービス(入院バッグのお届け、入退院時の同行)、死後事務に関する支援 など

<参考>あんしんサポート事業契約件数

年度	2015(見込み)	2016(計画)
契約件数(人)	3	15

## (9) 中野区成年後見支援事業(中野区受託事業)

区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

## ア. 相談業務

専門相談員（弁護士）、社会福祉士の相談員が成年後見制度に関する相談に応じます。また、引き続き、高齢者・障害者のための無料法律相談を行います。

＜参考＞成年後見支援センター新規相談件数推移

年度	2014	2015(見込み)	2016(計画)
新規相談件数(人)	429	390	430

## イ. 説明会、研修会の実施

成年後見制度を詳しく知っていただくため、成年後見制度申立講座を実施します。区民団体等からの要請による出張勉強会も、寸劇やエンディングノートなどを交えて分かりやすい内容で実施します。

※平成 28 年度の目標出張説明会件数：15 件

## ウ. 成年後見に関する地域ネットワークづくり

福祉関係機関と専門職団体を対象とした情報交換会を開催します。また関係機関の主催する会議などに積極的に参加し、連携の強化を図ります。

## エ. 後見人のサポート

親族後見人が安心して後見業務を遂行できるように、親族後見人勉強会や個別の相談に対応します。親族後見人勉強会は、参加しやすい講座形式と質問がしやすい座談会形式で行います。

※平成 28 年度の親族後見人勉強会目標参加者数：計 30 名

## オ. 成年後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族申立てによる成年後見制度利用に関して、申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。

## (10) 法人後見・法人後見監督事業

被後見人の財産管理・身上監護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。

社会貢献型後見人の公募と養成を計画的に行い、社会貢献型後見人の受任につなげます。

また、後見監督人として社会貢献型後見人の業務を定期的に監督するとともに、安心して後見業務に取り組めるようサポートを行います。

＜参考＞受任件数（法人後見、法人後見監督）、後見活動メンバー人数

年度	法人後見（件）	法人後見監督（件）	後見活動メンバー（社会貢献型後見人候補者）
2014	2	3	14
2015(見込み)	2	4	16
2016(計画)	2	6	16

## (11) 歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。

配分金は、地域福祉活動の推進を目的に、地域で様々な活動を行っている団体へ配分していきます。地域活動いきいき募金として、地域活動の活性化等につながるよう配分推せん委員会で検討し、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知するなど、地域の声を反映した配分を行います。

## (12) 応急援護資金貸付事業

低所得で、臨時に出費が必要になった場合と、住所不定者等の就労先への交通費など小額資金の支給を中野区福祉事務所に委託して行います。生活福祉資金の対象とならない相談者や公共料金を滞納しライフラインが止まる寸前の方など、緊急的に支援が必要な方が増加しています。規程を変更し、3万円以下の貸付については連帯保証人を必須とせず、償還の支援を行なうことを条件に柔軟に対応していきます。

## (13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

1999（平成11）年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

2015（平成27）年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域子ども・子育て支援事業の1つとして大きく期待されています。利用会員は一般援助活動で2,000名以上、特別援助活動の登録も300名を超え、毎年確実に増加しています。一方で、子どもを安全に預かるための担い手である協力会員には、一定の研修が必須になるなど質の確保も確実に求められています。

子育て世帯の多様化・複雑化するニーズに応えるため、協力会員の増強と関係機関との連携をさらに強化していきます。また、病児や緊急時の預かりなど、育児に関わる臨時的突発的なニーズに安全に対応できるよう、引き続き協力会員の研修を開催し、利用会員が安心して働き続けられるよう支援していきます。

### ◇事業の周知

会員登録講習会を昨年より6回増やし、年間30回開催します。事業PRチラシを作成し、春と秋に分けて26,000枚配布します。また、母子手帳交付時や、「こんにちは赤ちゃん学級」、新生児訪問等際に事業チラシを配布するなど中野区と連携し、事業をPRします。

### ◇協力会員の確保及び資質向上

安全な活動ができるよう、協力会員に対し研修への参加促進を強化します。子どもの預かりに必要な基礎的な知識の習得を目指す基礎研修、病気の子どもの預かりに必要な専門的な知識の習得を目指すスキルアップ研修の実施等により、協力会員の資質向上を目指します。

### ◇関係機関との連携

区内の子育て事業実施団体や関係機関との連携を図ります。

### ◇相談の充実等

相談及び受付時間を8時30分から18時まで実施し、柔軟に対応します。また、産褥期の援助等、子どもの預かりだけでは不足する子育て世帯には、ほほえみサービス事業と連携した支援をするとともに、区民へ区内保育サービス情報の提供を行います。

<参考>ファミリー・サポート事業会員数の推移 ※（ ）は特別援助活動の実績。

年 度	2014	2015 (見込み)	2016 (計画)
利用会員 (人)	1,724 (304)	1,930 (360)	1,980 (380)
協力会員 (人)	411 (143)	410 (145)	410 (150)
両方会員 (人)	185	230	240
計	2,320 (447)	2,570 (505)	2,630 (530)
活動件数 (件)	9,434 (306)	9,000 (500)	9,500 (300)
活動時間 (時間)	19,778 (2,026)	18,000 (2,200)	18,500 (2,300)

## 2. 公益事業

### (1) 要介護認定調査受託事業 (中野区受託事業)

2007 (平成19) 年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険の要介護認定調査を実施しています。現在の認定調査件数は中野区全体の半数以上を担っています。平成27年度からは社会福社会館近くに事務所を構え、事業の充実に努めております。

区市町村事務受託法人としての責任と社会福祉協議会の持つ公平性・中立性にに基づき区民や各関係機関から信頼される認定調査業務を行います。

### (2) 中野区社会福社会館の管理運営 (中野区指定管理受託事業)

1995 (平成7) 年中野区社会福社会館開設以来の本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006 (平成18) 年度からはよりは指定管理者として管理運営を行っています。設備の老朽化に伴い2016 (平成28) 年度は設備の大規模改修工事も予定されるなど、管理に配慮の必要な条件も増えています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上の図る」という社会福社会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力し運営を行います。

## ※中野地区配分推せん委員会事務局 (東京都共同募金会)

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動募金のうち、中野区内に配分される募金 (地域配分) の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年2回開催します。中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。